

警サポ甲達第18号
令和5年12月26日
〔改正 令和6年4月2日〕
警サポ甲達第8号

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察の犯罪被害給付制度事務処理要領の制定について

犯罪被害給付制度の具体的事務処理については、福井県警察の犯罪被害給付制度事務処理要領（平成18年警務甲達第14号別添。以下「旧要領」という。）により運用してきたところであるが、被害者又はその遺族の迅速な救済を図るため、「福井県警察の犯罪被害給付制度事務処理要領」を別添のとおり制定し、運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧要領は廃止する。

別添

福井県警察の犯罪被害給付制度事務処理要領

第1 目的

この要領は、犯罪被害者等給付金（以下「給付金」という。）の支給に係る事務（以下「給付事務」という。）の事務処理について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

給付事務の取扱いについては、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和55年政令第287号）、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）その他関係規程に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第3 犯罪被害給付制度の教示及び報告

1 制度の教示

- (1) 事件担当捜査員又は指定被害者支援要員（以下「支援要員等」という。）は、法第2条の犯罪被害に該当し、又は該当する可能性があると認められる事案で、支給の対象となり得る事件（以下「対象事件」という。）を把握した場合は、被害者の手引及び広報用リーフレットを直接交付するなどの方法により、個別に制度を教示すること。

なお、制度の教示に当たっては、被害者等の心情を害することのないよう配慮すること。

- (2) 署長は、対象事件の被害者又はその遺族（以下「被害者等」という。）に対する教示が確実になされているか否かを、被害者支援実施票（指定被害者支援要員運用要領の制定について（令和2年警務甲達第25号）別記様式第2号）による報告や支援要員等に対する聴き取り等により検証し、教示漏れの絶無を期すること。

2 教示上の留意点

- (1) 規則第2条、第4条及び第5条の不支給事由がある場合及び他の法令による給付や損害賠償等との調整が行われる場合であっても、明らかに不支給となる場合を除き、個別に制度を教示すること。

なお、被害者又は第一順位遺族と加害者との間に親族関係がある場合であっても、支給されるケースがあることに留意し、誤りなく教示を行うこと。

- (2) 被害者等の置かれた状況等に十分配慮しつつ、可能な限り早期に、法第12条第1項に規定する仮給付も含めた制度の教示を行うこと。
- (3) 誤った教示や過大な期待を抱かせるような教示はしないこと。
- (4) 裁定の見通し、給付金の額等について、具体的な教示は行わないこと。
- (5) 教示後においても、被害者等から給付金の支給に係る申請に関する問い合わせや相談等があった場合は、丁寧な対応に努めること。

3 対象事件の報告

- (1) 署長は、対象事件が発生した場合は、犯罪被害給付制度対象事件報告書（別記様式第1号）により、県民サポート課長を経由して本部長に報告すること。

- (2) 県民サポート課長は、(1)による報告があった場合は、犯罪被害給付制度対象事件簿(別記様式第2号)に登載すること。

4 その他

あらゆる広報媒体を活用して本制度の周知を図り、被害者等からの自主的な申請の促進に努めること。

第4 申請に関する事務の処理

1 申請の受付

- (1) 給付金の支給に係る裁定の申請(以下「申請」という。)の受付は、給付金支給裁定申請書(規則様式第1号、第2号又は第3号。以下「申請書」という。)により、県民サポート課又は警察署において行うこと。
- (2) 県民サポート課長は、県民サポート課又は警察署における申請受付状況を申請受付簿(別記様式第3号)により管理すること。

2 一般的留意点

- (1) 給付金に関する法令の規定及び申請手続について懇切丁寧な教示を行うことを旨とし、申請書の不備等を理由として受け付けない、申請書を預かり保管するなどの不適切な処理をしないこと。
- (2) 申請は申請書の提出をもって行われるものであることを説明し、相談をもって申請が受け付けられたものと誤解されることのないよう配慮すること。
- (3) 県民サポート課長及び署長は、申請の受付事務を担当する職員が申請者に対して十分な教示を行うことができるよう、指導・教養の徹底を図ること。

3 申請受付上の留意点

- (1) 警察署においては、申請者の住所地が本県であることを確認した上で、その者の住所地を管轄しているか否かを問わず受け付けること。
- (2) 申請書に必要な書類が添付されていること、及び申請書に必要な事項の記載漏れがないことを確認すること。
- (3) 申請に不備があった場合は、申請を受け付けた上で、申請者に対して十分な教示を行い、相当な期間を定めて申請書の補正を求めること。この場合において、その経過を記録化しておくこと。
- (4) 次に掲げる事項に該当すると認められる場合においても、申請を受け付けること。
 - ア 申請書の提出された日が、法第10条第2項に定める期間内でないこと。
 - イ 申請に係る被害が法第2条に定める犯罪被害でないこと。
 - ウ 申請者が受給資格を有しないこと。
- (5) 申請が代理人によって行われたものである場合は、委任状原本の提出を受け、代理人の住所及び氏名を申請書の申請者欄の下部に記入させること。
- (6) 申請書の受付欄に受付年月日、受付番号及び警察署で申請書を受け付けした場合は、申請書の提出を受けた警察署名を記入すること。

なお、受付番号に関する事務は、県民サポート課において一括処理するものとし、警察署において申請書を受け付けた場合には、警察署から県民サポート課に受付番号を問い合わせた上で記載すること。
- (7) 申請者に係る損害賠償の受領の見込みについて把握するとともに、申請者に対し、

規則第19条により裁定を受けるまでの間に損害賠償を受けた場合は、その旨を当該裁定の申請を行った公安委員会に届け出る義務が課せられていることを十分認識させること。

4 申請書の送付

署長は、警察署において申請を受け付けた場合は、速やかに県民サポート課長に送付すること。

5 申請受付の報告

県民サポート課長は、申請書を受け付けた場合又は署長から申請書の送付を受けた場合には、速やかに本部長を経由して、福井県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告すること。

第5 調査等に関する事務の処理

1 調査等の実施

法第13条第1項及び同条第2項の規定による裁定のための調査等に関する事務の処理は、県民サポート課において行うものとする。

2 調査等の要領

県民サポート課において申請書を受け付けた場合又は署長から申請書の送付を受けた場合は、当該事案の事実関係について次の要領で調査等を行うものとする。

- (1) 申請事案についてその事実関係の概要を把握し、別表「裁定のために必要な調査事項とその照会先」を参考にして、当該事案の裁定を行うために必要な調査事項及びその調査方法を検討すること。
- (2) 申請者その他の関係人に報告させる場合は、報告書を提出させ、又は申立書を作成すること。
- (3) 照会は、犯罪被害給付関係事項照会書（別記様式第4号）により行うこと。この場合において、必要があれば犯罪被害給付関係事項回答書（別記様式第5号。以下「回答書」という。）を添付するものとする。

なお、加害者が未検挙であるなど捜査が継続中の場合や加害者が検挙されているが未だ公判が行われていない場合であっても、犯罪被害の概要や不支給事由の有無等、仮給付のために必要な内容に限った照会を先んじて行い、その後に改めて裁定のための照会を行うこと。この場合においては、犯罪被害給付（仮給付）関係事項回答書（別記様式第6号。以下「仮給付回答書」という。）を添付し、回答を求めものとするが、捜査部門においては公判前となり詳細にわたる内容が回答できない場合もあるため、同部門との調整を図ること。

3 回答

署長は、公安委員会から法第13条第2項の規定による照会があった場合には、速やかに照会事項について調査し、回答書又は仮給付回答書により回答するものとする。ただし、当該照会が他の都道府県公安委員会からのものである場合は、県民サポート課長と協議の上回答するものとする。

4 調査等実施上の留意点

- (1) 電話や口頭により補足的な調査等を行った場合は、調査年月日及び調査対象者を明らかにしてその内容を記録化しておくこと。

(2) 調査等は、裁定を行うために必要な範囲に限られるものであり、調査権の濫用にわたることのないよう留意すること。

また、調査等を行うに当たっては、被害者等の心情を十分に理解し、その尊厳を傷つけることのないよう留意すること。

第6 仮給付の検討等

1 申請を受理した全ての事案における仮給付の検討

県民サポート課長は、給付金の支給に係る申請がなされた事案について、速やかに裁定できる場合を除き、全ての事案について仮給付を検討すること。この場合において、仮給付決定の方針、時期等問題点があるときは、警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課に質疑を行うこと。

なお、既に仮給付金の支給決定を行った事案であっても、仮給付金の支給決定を複数回行うことが可能であることから、被害者等からの申告や調査の結果を踏まえ、継続的に仮給付の検討を行うこと。

2 検討上の留意点

仮給付金の支給については、各申請事案の内容を踏まえて検討すべきものであるが、給付金の種別ごとに次の内容に留意すること。

(1) 遺族給付金

遺族給付金は、不支給事由がなく、3分の2減額が適用された場合の額を上回る他の公的給付や加害者等からの損害賠償を受領していない又は受領する見込みがないことが明らか（以下「仮給付要件」という。）であれば、いたずらに裁判の結果を待つことなく、仮給付金の支給を検討すること。

(2) 重傷病給付金

重傷病給付金は、仮給付要件の検討に加え、犯罪行為による負傷や疾病の治療期間が長期間にわたり、今後も治療の継続が見込まれる場合に仮給付金の支給を検討するほか、被害者が医療費を支払うことができない場合には、医療機関等が発行する請求書により、実際に負担を迫られている事実を疎明した上で、仮給付金の支給を検討すること。

なお、治療が継続している場合には、複数回の仮給付金の支給決定が可能であることから、申請者から医療費の領収証等が提出される都度、仮給付金の支給を検討すること。

(3) 障害給付金

障害給付金は、仮給付要件の検討に加え、犯罪行為により2か所以上に障害を残す可能性がある場合に、1か所の障害が症状固定した段階において、当該障害の障害等級に基づき算出した金額の仮給付金の支給を検討すること。

第7 損害賠償の届出が行われた場合の取扱い

県民サポート課長及び署長は、規則第19条の規定により申請者から損害賠償を受領した旨の届出が行われた場合は、本部長を経由して、公安委員会に報告するものとする。

第8 申請の却下に関する事務の処理

1 申請の却下の手続

県民サポート課長は、申請者が法第13条第1項の調査等に協力しないため、適正

な裁定を行うことができないと認められる場合には、次に掲げる事項を明らかにした裁定申請却下案を公安委員会に提出し、裁定申請却下の決裁を受けるものとする。

- (1) 申請者に対して行った調査等の内容及び方法
- (2) 調査等に協力しないことについて正当な理由がないこと。

2 裁定申請却下に関する事務処理上の留意点

申請者が調査等に協力しない場合は、申請者に対して、申請が却下されるおそれがある旨を教示するなどして、申請者の協力を促すこと。

第9 裁定又は決定

1 事実関係の検討

県民サポート課長は、調査等により収集した資料を整理検討して、検討調書（犯罪被害給付制度事務処理要領に係る運用上の留意事項について（令和6年警察庁丁犯被発第32号）別添3）を作成するものとする。

2 関係課長等との協議

県民サポート課長は、第5の規定による調査等の結果に基づいて必要がある場合には、本部の関係課長又は関係署長と次の事項について協議するものとする。

- (1) 給付金の支給の当否に関すること。
- (2) 仮給付金の支給の当否に関すること。
- (3) 給付金又は仮給付金の額の当否に関すること。
- (4) 申請の却下の当否に関すること。

3 公安委員会への裁定のための具申

(1) 公安委員会への具申手続

県民サポート課長は、第5の規定による調査等の結果に基づき、給付金支給検討票（別記様式第7号。以下「検討票」という。）を作成し、関係書類を添えて、公安委員会に裁定又は決定（以下「裁定等」という。）のための具申手続をとるものとする。この場合において、検討票を用いるなどして当該事案の内容を十分説明すること。

(2) 仮給付金の公安委員会決裁について

初回の仮給付金の支給決定については、不支給事由の有無等各事案における重要な判断を行うこととなるほか、仮給付金の支給決定後の裁定については、仮給付金の検討で考慮した減額事由が実際に存在した場合や複数回の仮給付金の支給決定が行われた場合には、多くの給付金を仮給付金において既に支給し、裁定では支給額なし又はわずかな差額のみを支給を判断することとなる。

このことから、公安委員会の専決規程により、仮給付金の支給決定については、警察本部長が専決できる事務として整理しているものの、初回の仮給付金の支給決定については、公安委員会の決裁を受けること。

4 裁定等の通知及び給付金支払請求書の交付

規則第20条第1項の規定による裁定等の通知及び規則第20条第2項の規定による給付金支払請求書の交付に関する事務は、県民サポート課において行うものとする。

なお、通知に当たっては、犯罪被害者等給付金支給裁定通知書（規則様式第4号）、犯罪被害者等給付金裁定申請却下通知書（規則様式第5号）又は仮給付金支給決定通

知書（規則様式第6号）（以下「通知書」という。）により行い、申請を却下した理由、裁定等の内容及び理由を十分に説明し、申請者の理解を得るよう配慮すること。

5 警察庁への報告

(1) 公安委員会において裁定等が行われた場合は、速やかに次の書類の写しを警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長に送付すること。

ア 通知書

イ 検討票

ウ 検討調書

(2) 県民サポート課長は、犯罪被害給付制度の運用に関して紛糾が予想される事案等が発生した場合は、その都度、関係書類を添えて警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長に報告すること。

第10 取扱い事案の管理

1 取扱い事案の管理

県民サポート課長は、給付金の申請事案について処理簿（別記様式第8号）を作成し、給付事務の進行に応じて必要事項を記録して取扱い事案の管理を徹底すること。

2 関係書類の保存

県民サポート課長は、給付事務に関する書類を裁定の日から5年間保存すること。ただし、裁定が行われた事案について、将来、当該裁定にかかる申請者以外の者から改めて申請が行われる可能性がある場合には、当該犯罪被害が発生した日から7年間当該関係書類を保存すること。

第11 争訟

1 公安委員会の裁定についての不服申立て

(1) 給付金の申請に関する裁定についての審査請求は、国家公安委員会に対してなされるが、この場合において、処分庁を経由してすることができるため、公安委員会に審査請求書が提出された場合は、速やかに審査請求書の正本を、警察庁長官官房を経由して国家公安委員会に送付すること。

(2) 公安委員会の不作為に対する審査請求があった場合は、福井県公安委員会審査請求手続規程（平成28年福井県公安委員会規程第5号）及び福井県公安委員会審査請求手続細則（平成28年福井県警察本部訓令第20号）により処理するものとする。

(3) 公安委員会に対して審査請求があった場合は、速やかに審査請求事案報告書（別記様式第9号）により警察庁長官官房を経由して国家公安委員会に報告するものとする。事案の処理を終結した場合も、同様とする。

2 公安委員会の処分等に関する行政事件訴訟の取扱い

公安委員会の処分等に関する行政事件訴訟があった場合は、福井県警察の争訟事務処理要領の制定について（平成23年警監甲達第7号）により処理するものとする。

別表、様式省略